

**行橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定業務委託
プロポーザル実施要領**

行橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定業務委託プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）は、行橋市（以下「本市」という。）が、行橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続きその他の必要な事項を定めるものとする。

1. 業務の目的

本市は、北九州市など18市町からなる北九州都市圏域の構成自治体であり、令和4年度には北九州都市圏域として環境省の脱炭素先行地域に選ばれるなど、今後、周辺自治体とも連携を図りつつ脱炭素に向けて取組を推進していくこととしている。

また、本市は、令和6年3月に「ゼロカーボンシティ」宣言を実施し、2050年脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくこととしており、2050年脱炭素社会の実現を見据え、本市の再生可能エネルギー導入拡大を図り、二酸化炭素排出量を削減していくため、2050年における市域の脱炭素化の実現に向けて、地域の関係者とも連携しつつ、市域の特性に応じた省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入促進といった地球温暖化対策をとりまとめて、「行橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を新たに策定することを目的とする。

また、気候変動への適応策も検討し、本計画を気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けるものとする。

2. 業務の概要

- (1)業務名 行橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定業務
- (2)業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3)履行期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
- (4)委託上限額 14,465,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（一部予定を含む）は、以下のとおりとする。

項目	日程
公募開始及び参加申込、質問受付開始	令和6年5月24日（金）
質問受付締切り	令和6年5月30日（木）
質問及び回答の公開	令和6年6月4日（火）
参加申込書受付締切り	令和6年6月6日（木）

参加資格審査	令和6年6月10日（月）
参加資格審査結果通知書送付	令和6年6月12日（水）
企画提案書受付期限	令和6年6月20日（木）
企画提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年6月26日（水）（※予定）
審査結果通知・公表	令和6年6月28日（金）（※予定）
業務委託契約の締結	令和6年7月上旬（※予定）

4. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格を有するものは、次に掲げる要件（1）～（13）を全て満たす者とする。

なお、複数法人による共同企業体（以下、「JV」という。）による応募も可とするが、JVの代表者及び構成員は以下の要件（1）～（13）を全て満たすこととする。

なお、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- （1）個人を除く企業・研究機関・団体等であること。
- （2）本市の現状及び本業務の目的を理解し、本市が実現しようとする脱炭素に向けての取り組みを積極的に推進する意向があるものであること。
- （3）行橋市から指名停止措置を受けていないものであること。
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないもの。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- （6）会社法（平成17年法律第86号）に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- （7）行橋市暴力団排除条例（平成22年行橋市条例第1号）第2条第1号若しくは同条第2号の規定に該当しないもの。
- （8）国税、都道府県税及び市区町村税に滞納がないもの。
- （9）県内に本社又は支店（営業所）を有するもの。
- （10）令和6年度行橋市入札参加資格を有していること。
- （11）上記（10）に該当しない者で、本プロポーザルにより選定した優先交渉権者となった場合は、契約締結時まで、入札参加資格者名簿の登録手続きを完了すること。
- （12）脱炭素先行地域に関する支援実績（環境省から脱炭素先行地域に選定され、提案者又は共同提案者となったものに限る）があること。
- （13）過去3年間において、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、公共施設における再生可能エネルギー導入可能性調査の全ての実績があること。

5. 参加手続き等

参加を希望する者は、参加申込書とともに以下の添付書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。なお、参加資格審査は事務局にて行う。

(1) 参加申込書及び添付書類（以下「参加申込書類」という。）の構成

① 参加申込書（様式第1号）

※ J Vとして応募する場合、共同企業体協定書（任意様式）をあわせて提出すること。

※参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、提案書の提出期限までに「辞退届」（任意様式）を提出すること。

② 会社概要書（様式第2号）

※ J Vの場合は、代表者及び構成員それぞれの事業者分を提出すること。

③ 業務実績書（様式第3号）

「4. 参加資格要件」の要件（12）（13）に関する業務実績について記載すること。なお、業務実績の記載にあたっては10事業以内で記載すること。（国・地方公共団体との実績があれば優先的に記載すること。）

※ J Vの場合は、代表者及び構成員それぞれについて「4. 参加資格要件」の要件（12）（13）の業務実績を記載し、J Vとして合計10事業以内で記載すること。

④ 業務実施体制表（任意様式）

⑤ 基本的取組方針（任意様式）

本件の業務実施に際しての基本的な考え方やコンセプト、業務手法について記載すること。

A4 1枚（2ページ）以内で作成すること。

(2) 参加申込書類の提出

① 提出部数 1部

② 提出期限 令和6年6月6日（木）午後5時までとする。

③ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は令和6年6月6日（木）必着）

(3) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和6年6月12日（水）に書面にて通知する。

(4) 提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

① 提出書類

ア 提案書（様式第4号）

イ 提案内容（任意様式）

A4 10枚（20ページ）以内で作成すること。

ウ 業務工程表（任意様式）

エ 見積書（任意様式、税込み）

積算内訳については、業務別に人件費や諸経費等の区別が判断できるよう、できるだけ詳細に記載すること。

② 提出部数

提出部数は、10部（正本1部、副本9部）提出すること

※ただし、副本については事業者名（提案者名）・所在・電話番号等は見えないように黒塗り等しておくこと。（評価者が公平に審査するため）

※提出された提案書の黒塗り箇所に漏れがある場合は、事務局において修正を行うものとし、修正箇所の情報を提案者と共有する。

③ 提出期限

令和6年6月20日（木）午後5時までとする。

④ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は令和6年6月20日（木）必着）

6. 質問及び回答

(1) 質問の受付

① 受付期間

令和6年5月24日（金）～5月30日（木）午後5時までとする。

② 質問の方法

本プロポーザルについて質問のある者は、様式第5号「質問書」に質問事項を記載し、末尾（12. 問い合わせ先及び提出先）に記載する電子メールアドレス宛に送信すること。

※送信に当たっては、表題を「行橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定業務についての質問」とすること。

※原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質問を受理しているかどうかの判断は市が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

(2) 質問に対する回答

① 回答予定日

令和6年6月4日（火）

② 回答方法

市ホームページにて回答する。

なお、本業務に直接関係のある質問のみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

7. 優先交渉者の選定方法等

(1) 審査方法

市が設置する審査委員会において、提案書等に基づき、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を実施し、優先交渉者及び次点者を選定する。

(2) 審査基準

以下のとおり、評価項目、評価事項及び配点を定める。

配点 650点（実施体制・実績評価点 50点 提案内容評価点 600点）

	評価項目	評価基準（詳細）	採点
実施体制・実績	実施体制	脱炭素に関連する国や県、他自治体を含め、業務に必要な知識・知見を十分に有しているか。	10
		業務を迅速に遂行するために、環境行政に精通した担当者を複数名配置するなど、市担当者との円滑な連携・調整が可能か。	10
	実績	脱炭素先行地域に関する支援実績（脱炭素先行地域に選定され、提案者又は共同提案者となったものに限る。）があるか。	15
		地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・（事務事業編）、公共施設における再生可能エネルギー導入可能性調査の実績が十分にあるか。	15
提案内容	区域施策編	（地域特性の理解）業務の目的を理解し、本市の地域特性や課題を的確に把握し、課題解決に向けた適切な手法が示されているか。	90
		（将来推計）本市の政策動向や関連計画を踏まえた温室効果ガス排出量の将来推計の適切な検討手法が示されているか。	90
		（脱炭素シナリオ）脱炭素シナリオの作成について、具体的な調査・検討方法の提案があるか。	120
	事務事業編	（調査手法）温室効果ガス排出量の算定方法や削減対策の検討手法について、具体的な提案があるか。	90
		（公共施設への太陽光発電のスクリーニング調査）スクリーニングの実施手法について、具体的な提案があるか。	60
	独自性	各提案に独自性があり、工夫等がされているか。	90
	プレゼンテーション・ヒアリング	プレゼンテーションがわかりやすく、質疑に対する応答が明確、かつ迅速であるか。	60

※見積金額については、評価項目として審査しないが、評価点が僅差のときは考慮する場合がある。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

① 日程及び場所等

実施日程：令和6年6月26日（水）（予定）

実施場所：行橋市役所東棟 5階 505会議室

② 実施時間

1 者あたり説明 30 分、質疑・応答 15 分、準備・片付け 15 分の計 60 分以内とする。

③ 注意事項

ア プレゼンテーションは、本市に提出した提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。

イ プレゼンテーション及び質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとする。

ウ プレゼンテーションに必要な機器は、出席者が用意する。

エ 出席者は 3 名以内とし、業務実施体制表に記載のある者を 1 名以上含めるものとする。

オ プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

(4) 優先交渉者の選定方法

① 審査委員会は、本プロポーザルにおいて参加資格を有すると認められた者の提案内容について各委員が審査及び採点を行い選定する。なお、評価点が同点の場合は、評価項目の区域施策編における評価点の高い者を高順位とする。

② 参加者が 1 者のみの場合でも、審査を実施する。

③ 評価点の合計が 390 点未満の場合は、優先交渉者並びに次点者として選定しない。

(5) 応募者が 4 者以上となった場合には、実施体制・実績評価の評価点の高い順に 3 者を選定し、提案書等の審査を行うものとする。なお、評価点が同点の場合は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・（事務事業編）及び公共施設における再生可能エネルギー導入可能性調査の支援実績数及び基本的取組方針の内容により選定する。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する場合は失格とする。

① 「4. 参加資格要件」を満たさなくなったとき

② 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき

③ 契約の履行が困難と認められるに至ったとき

④ 提案者が、本プロポーザルに関して個別に委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があったとき

⑤ 見積額が委託上限額を超過しているとき

⑥ プレゼンテーションを欠席、又は指定の開始時間に遅れたとき

⑦ その他、本事業の遂行にふさわしくないと認められたとき

8. 審査結果の通知・公表

優先交渉者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、優先交渉者と次点者のみ市ホームページで公表する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

9. 契約手続等

- (1) 選定された優先交渉者は、市と事業内容、委託料等について再度調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。
- (2) 選定された提案書の内容は、契約時に採用することを基本とするが、選定された提案書をそのまま実施することを予め約束するものではなく、事業内容及び委託料について、双方確認の上、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。

10. その他

- (1) 本要領に基づく全ての手続きに関しては、参加者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。
- (2) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要な範囲内において、市は無償で当該著作権を使用できるものとする。なお、参加者が提出した提案書類の返却は行わない。
- (3) 参加者から提出された書類等の修正・差し替え等は、一切認めない。
- (4) 同一の参加者からの複数の提案書の提出は、受け付けない。
- (5) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、行橋市情報公開条例（平成11年行橋市条例第14号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (6) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については、市が別に定める。

11. 問い合わせ先及び提出先

〒824-8601 福岡県行橋市中央1丁目1番1号
行橋市 環境水道部 環境課 環境係
電話:0930-25-1111 (内線 1256) FAX:0930-25-1685
メールアドレス:kankyous@city.yukuhashi.lg.jp